

「学校教育の基本方針」推進プラン

大和郡山市教育委員会

《主要施策体系》

「学校教育の基本方針」推進プランの概要

◇「学校教育の基本方針」推進プランは、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、本市の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。

推進プランの構成

◇第2期大和郡山市教育大綱で示された教育理念に基づいて、大和郡山市教育委員会が作成した「学校教育の基本方針」の5つの柱と18の主要施策を示します。

「学校教育の基本方針」 5つの柱

「学校教育の基本方針」 18の主要施策

1 就学前教育の充実と
校種間の連携

- (1) 主体性を發揮し、夢中になれる保育の創造
- (2) 幼小中12年間を見通した校種間の連携と接続推進

2 誰一人取り残さない教育の
推進

- (1) いじめの早期発見・早期対応
- (2) 不登校対策総合プログラムの充実
- (3) 人権教育の推進
- (4) 特別支援教育の推進

3 学校における教育の基盤と
なる教育環境、体制の整備
の推進

- (1) 教育DXの推進
- (2) 教職員の資質向上と働き方改革の推進
- (3) 教育環境の整備
- (4) 学校安全の推進

4 主体的・対話的で深い学び
を実現する学校教育の推進

- (1) 豊かな心と健やかな体の育成
- (2) 新しい時代に求められるキャリア教育の充実
- (3) 道徳教育の充実
- (4) 読書活動の充実

5 地域の郷育力を生かし子ど
もの心を動かす響育の推進

- (1) 学校・家庭・地域の連携・協働の充実
- (2) 中学校における休日の学校部活動の地域連携
及び地域クラブ活動への移行の推進
- (3) グローカル教育の推進
- (4) 学校運営協議会の充実

《柱ごとの主要施策》

柱1 就学前教育の充実と校種間の連携

(1) 主体性を發揮し、夢中になれる保育の創造

〈推進方針〉

就学前教育は、「生きる力」の基礎となる資質・能力を育む大切なものです。幼児は夢中になって遊ぶ経験を通して、自ら興味や関心をもって取り組む力、あきらめずに試行錯誤を重ねる力、自分の気持ちをコントロールしながら他の子どももうまく向き合っていく力を育んでいきます。こうした力は「**非認知能力**」と呼ばれ、「**認知能力**」とともに伸ばしていくことが大切です。そのために、奈良県版就学前教育プログラム「はばたくなら」を活用し、質の高い幼児教育の推進に努めるとともに、地域や家庭と連携した子育て支援の充実を図ります。

(2) 幼小中12年間を見通した校種間の連携と接続推進

〈推進方針〉

小学校以降の教育においては、幼児期に遊びを通して培った学びの芽をさらに伸ばしていくことが重要です。特に、**5歳児と小学1年生の2年間の「架け橋期」**における幼児教育と学校教育の円滑な接続を推進します。

さらに、幼稚園・保育園・こども園と小学校、小学校と中学校が互いに幼児・児童・生徒の状況や生育歴、指導方法等について共通理解を深め、幼小中12年間を見通した一貫性のある教育を進めます。

柱2 誰一人取り残さない教育の推進

(1) いじめの早期発見・早期対応

〈推進方針〉

いじめへの対応については、どの学校や学級、児童生徒にも起こりうるという認識のもと、早期発見及び早期かつ組織的な対応を行うことが極めて重要です。令和6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂が文部科学省から発表され、本市においても「**大和郡山市いじめ防止基本方針**」の見直しや、教職員の研修等に取り組みます。また、定期的なアンケートの実施、子どもたちへの面談や必要に応じたケース会議等の開催、「**気付き見守りアプリ**」による情報共有等、複数の目で子どもの様子を見守ることで、チームとしての対応・支援に努め、引き続き「**いじめ見逃しがゼロ**」「**いじめの重大事態ゼロ**」をめざします。

(2) 不登校対策総合プログラムの充実

〈推進方針〉

全国的に不登校児童生徒が増加しており、本市でも小中学生合わせて200名を超えてます。こうした状況に対応するため、「不登校対策総合プログラム」を見直し、児童・生徒が不登校になった場合の取組だけでなく、児童・生徒が不登校にならないための取組を進めます。子どもたちにとって、学校を魅力ある場所とすることが、不登校の未然防止につながります。子どもが登校を嫌がったり、休みがちになったりした場合の、初期対応や教育相談の充実も大切です。また、登校はできるが、教室に入りづらい子どものための「校内教育支援センター」の拡充を図ります。

登校ができない場合は、郡山北小学校・郡山中学校分教室「ASU」の「ASUカウンセリングステーション」や「あゆみルーム」等を活用し、本人の気持ちを確かめながら、分教室「ASU」への入室につなげる取組を進めます。

(3) 人権教育の推進

〈推進方針〉

子どもを取り巻く状況が依然として厳しい中、子どもが権利の主体であることを認識し、学校・家庭・地域が連携し、誰一人取り残さず子どもの権利を保障していくことがますます重要になっています。幼児児童生徒が自尊感情を育み、自他の人権を大切にしようとする意識や意欲、実践的な行動力を身に付けることができるよう、学校・園における人権教育の状況を適宜把握しながら、「大和郡山市人権施策に関する基本計画」に則り、「奈良県人権教育推進プラン」に沿った教育の充実を推進します。また、「こども基本法」の趣旨を踏まえ、子どもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子どもの権利の保障・啓発に一層取り組みます。

(4) 特別支援教育の推進

〈推進方針〉

障害のある子ども達を誰一人取り残さず、連続性のある学びの場において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用や合理的配慮の提供により、個々の障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援を受けられるように努めます。その際、切れ目のない支援を行うため、就学・進学等の移行期において必要な情報を確実に引き継ぎ、各計画が実効性のある活用ができるように取り組みます。

また、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、全ての教職員が特別支援教育についての理解を深める研修・取組を推進します。ニーズの増えている通級指導の充実を図るとともに、通常学級、特別支援学級等、全ての学びの場において適切な指導や支援が受けられるよう、特別支援教育に関する専門性の向上に努めます。

柱3 学校における教育の基盤となる教育環境、体制の整備の推進

（1）教育DXの推進

〈推進方針〉

GIGAスクール構想において配備された一人一台端末やネットワーク、クラウド等のICT（情報通信技術）を最大限活用して、教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を図ります。

学習面では、従来の教育実践にICTを効果的に組み合わせることで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一層推進し、教育の質の向上を目指します。そのため、教員研修を充実させ、教員のICT活用の指導力を高め、授業改善を図ります。

校務面では、県域統合型校務支援システムがクラウド化されることに合わせ、新たに教員用端末を配備するとともに、校務系と学習系とに分離されている学校のネットワークを統合し、アクセス制御のもと安全性を確保するゼロトラストネットワーク環境を整備し、教員の業務改善、働き方改革を進めます。

（2）教員の資質向上と働き方改革の推進

〈推進方針〉

全ての教職員が基礎的・基本的な資質・能力を身に付けるとともに、専門性や個性の伸長を図るための研修体系の整備に取り組み、教員の指導力向上に努めます。また、ICTを活用した遠隔研修を実施する等、研修目的に応じた多様な方法で研修を実施するとともに、探究心をもちつつ自律的に学び続ける教職員の育成を目指して研修内容の充実を図ります。

また、教職員の心身の健康を守るとともに、子どもたちと向き合う時間や教材研究・研修等の時間を確保するため、学校行事の見直しや事務の効率化等を進め、保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら、教職員の働き方改革を推進します。

（3）教育環境の整備

〈推進方針〉

園・学校は、子どもたちが一日の大半を過ごす学習と生活の場であり、年次的、計画的に施設や設備の整備を進め、教室の空調設備やトイレの全面改修を行いました。今後は、老朽化した施設の改修や、熱中症対策や災害時の避難所としての機能を高めるため、中学校体育館への空調設備設置に着手します。

（4）学校安全の推進

〈推進方針〉

近年、学校園の安全を脅かす事件や事故等は多岐にわたるとともに 年々深刻化しており、学校管理下における幼児児童生徒の安全確保に向けた対策が急務となっています。校門の施錠等、学校の安全対策を強化するとともに、登校中の児童・生徒の交通事故を防ぐため、危険個所の解消に向けて、PTA・郡山警察署・県及び市の道路管理者など関係部署と連携を密にしながら、通学路の安全確保に努めます。

また、青少年の非行や問題行動の防止に努め、特にインターネットやSNSの使用によるトラブルや危険回避能力や情報モラルの醸成、ネットリテラシーの向上のため、市から「青少年センターだより」を発行するとともに、学校では、講演会の開催など、子どもたちへの啓発の機会を充実します。

柱4 主体的・対話的で深い学びを実現する学校教育の推進

（1）豊かな心と健やかな体の育成

〈推進方針〉

生涯にわたり健康で生き生きと生活するため、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。家庭・地域と連携し、心も体も健康な子どもを育てる「食育」を推進するとともに、休養や睡眠を意識した生活リズムを確立できるよう家庭への啓発も図ります。

また、興味や経験に応じた運動習慣の基盤をつくり、「する」「みる」「ささえ」活動を通してスポーツに親しみ、体力の向上を図るとともに、生涯にわたって豊かなスポーツライフを送るための資質・能力を育てます。

（2）新しい時代に求められるキャリア教育の充実

〈推進方針〉

人口知能（AI）の発達や技術の革新により、社会がめまぐるしく変容していく中で、子どもたちが社会に出る10年後、20年後には仕事の価値観や在り方も大きく変わっていることが予想されます。そのような予測不能な社会を生きる子どもたちに必要な力は何か、その力を身に付けるためのキャリア教育はどのようなものか等について、「大和郡山市キャリア教育推進委員会」において協議を進めます。

また、各学校では、職場見学や体験活動の充実等、発達段階に応じた組織的・体系的なキャリア教育の推進を図ります。

(3) 道徳教育の充実

〈推進方針〉

学校における道徳教育は、「特別の教科 道徳」を要として、**学校の教育活動全体を通じて行うものです**。児童・生徒が**自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら**、一人一人が**自分自身の問題として向き合える授業となるよう**、教員研修を充実させ**指導力向上を図ります**。また、学校生活全般を通して、**自分の生き方について考え、他者とともにによりよく生きようとする力を育み、行動に結びつく取組を進めます**。

(4) 読書活動の充実

〈推進方針〉

読書活動は、**子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです**。加えて、急激に変化する時代において必要とされる資質・能力である**読解力や想像力、思考力等を養う**上でも大変重要です。

学校の教育活動の中で、**読書の時間を確保するとともに、「家読（うちどく）」の推奨、市立図書館との連携、「子ども推し本リスト」の活用等、本との出会いを大切にし、読書の機会の充実を図ります**。また、**子どもの読書活動を支える人材の育成や普及啓発活動を推進します**。

柱5 地域の郷育力を生かし子どもの心を動かす響育の推進

（1）学校・家庭・地域の連携・協働の充実

〈推進方針〉

地域と学校が、学校の目標や課題、地域の課題等の情報を共有し、相互に連携・協働して活動を展開していくことが重要です。教育活動の一体的な推進及び持続可能な協働体制構築のために、**学校・家庭・地域の積極的な連携**を図ります。

（2）中学校における休日の学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行の推進

〈推進方針〉

「生徒数減少による部活動の在り方の見直しと子どもが専門的な指導を受けられる機会の提供」「教員の働き方改革や競技経験のない顧問への対応」「地域でスポーツや文化芸術に親しむことのできる新たな環境づくり」を目的に、部活動の地域移行を進めています。

「令和8年度から休日における教員の指導による学校部活動の廃止」という県の方針に沿って、本市でも、**令和8年4月から休日の教員の指導による部活動はなくなります**。また、平日の活動についても、今後検討を進めていきます。

少子化の進む中、子どもたちが生涯にわたり豊かなスポーツ・文化芸術活動等に親しむ機会をもつとともに、学校と地域の連携・協働によって、将来にわたって持続可能な活動環境の整備促進に努めます。

（3）グローカル教育の推進

〈推進方針〉

外国語教育について、各中学校に配置した5名のALT（外国語指導助手）を幼稚園・小学校にも派遣し、日常的に英語に触れ、異文化交流ができる機会を増やしています。今後も、**国際的(global)な視点で考え、地域社会 (local) に貢献する「グローカル」な人材育成**をめざして外国語教育の充実を進めます。

（4）学校運営協議会の充実

〈推進方針〉

令和6年度に市内全ての小・中学校に学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置しました。

学校と地域が、学校の目標や課題、地域の課題、学校運営協議会における協議の結果等の情報を共有し、これらを踏まえて、相互に連携・協働して活動を展開することが、一体的な推進のために重要となります。